

静岡県地方港湾審議会運営要領（改正案）

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県港湾審議会条例(昭和48年12月条例第50号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、静岡県地方港湾審議会(以下「審議会」という。)及び部会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 会務を円滑に運営するため、静岡県地方港湾審議会会长（以下「会長」という。）の下に事務局を置く。

2 事務局は、港湾局港湾企画課が務めるものとする。

(会議の通知)

第3条 会長は、会議の開会の日前7日までに、会議の日時、場所及び議題を委員及び臨時委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(欠席の届出等)

第4条 招集を受けた委員及び臨時委員は、事故その他止むを得ない事由により会議に出席できない場合には、あらかじめ、その旨を会長に届け出なければならない。この場合において、当該委員及び臨時委員は、代理人を出席させることができる。

(出席委員の報告)

第5条 会長は、会議の開催に当たっては、事務局をして出席委員数を報告させなければならない。

(議事録)

第6条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 議事の経過概要及びその結果

2 議事録には、会長及び会長の指名する出席委員2名がこれに署名押印するものとする。

(書面による議事)

第6条の2 会長は、やむを得ない事由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び臨時委員に送付し、その意見を徵し又は賛否を問い合わせ、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(幹事会)

第7条 審議会に幹事を置き、幹事会は、別に掲げる行政機関及び県の職員によって組織する。

2 幹事会の会議は、会長が招集し、会長が予め指名する幹事がその幹事長となる。

3 幹事会は審議会において審議すべき事項について、予め調査審議し、議決する。

4 第1項に掲げる者のほか、調査審議において会長が必要と認める者を幹事として選任することができる。

5 幹事長は、前項による幹事会の経過及び結果を審議会に報告する。

6 条例第8条第2項及び第3項の規定は、幹事会について準用する。この場合において、「審議会又は部会」とあるのは「幹事会」と、「委員及び議事に關係のある臨時委員」

とあるのは「幹事」と、「会長又は部会長」とあるのは「幹事長」と読み替えるものとする。

7 幹事は代理人を出席させることができる。

(雑則)

第8条 この要領に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 6 月 12 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 31 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 年 月 日から施行する。

(別表)

静岡県地方港湾審議会運営要領第7条第1項に規定する行政機関及び県の職員

財務省名古屋税關清水税關支署長

国土交通省中部運輸局静岡運輸支局次長

国土交通省中部地方整備局企画部企画課長

国土交通省中部地方整備局港湾空港部港湾計画課長

国土交通省中部地方整備局清水港湾事務所長

第三管区海上保安本部清水海上保安部交通課長

静岡県知事直轄組織政策推進局総合政策課長

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課長

静岡県経済産業部水産・海洋局水産振興課長

静岡県経済産業部商工業局企業立地推進課長

静岡県交通基盤部道路局道路企画課長

静岡県交通基盤部河川砂防局河川砂防管理課長

静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課長

静岡県交通基盤部港湾局港湾振興課長

静岡県交通基盤部港湾局港湾整備課長

静岡県交通基盤部港湾局漁港整備課長

静岡県交通基盤部都市局都市計画課長

該当港湾所在市町の担当者